

人吉市農業委員会定例総会

(第12回)

令和6年12月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和6年12月25日

人吉市役所 2階 202会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 58 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 59 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条1項の規定に基づく農業委員会の意見決定について
日程第 3 議第 60 号 農用地利用集積等促進計画（案）について
日程第 4 議第 61 号 非農地証明願について
日程第 5 議第 62 号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について

○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	上 野 博 司
会長職務代理者	9番	林 主 一
委 員	1番	向 岩 敏 雄
同	2番	中 嶽 修 平
同	3番	原 口 政 廣
同	4番	湊 上 澄 雄
同	5番	竹 下 豊
同	6番	簗 田 秀 彦
同	7番	永 田 正 輝
同	8番	宮 崎 右 男

○ 出席推進委員（14名）

委 員	11番	牛 塚 敬 一 郎
同	12番	西 門 泰 人
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	16番	有 瀬 英 憲
同	17番	中 村 郁 子

同	18番	椎葉 徹
同	19番	元田 和弘
同	20番	赤池 親
同	21番	迫田 公江
同	22番	仲村 建彦
同	23番	北山 加一郎
同	24番	東 悟
同	25番	東 照

○欠席した委員

推進委員	13番	段村 洋一
------	-----	-------

議事録署名農業委員	2番	中嶽 修平
議事録署名推進委員	14番	山本 雄二

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局 長	鳥越 輝喜
係 長	豊永 英紀
主 任	湊田 奈緒美
再任用職員	坂井 正子

開会 9 : 3 0

- （議長）おはようございます。本日は13番委員から欠席届が出ております。会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和6年第12回人吉市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事録署名委員に2番委員、14番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

- （事務局長）議事日程 朗読

- （議長）日程第1・議第58号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第1・議第58号 朗読

○（議長） 1 番について 7 番委員の調査報告をお願いします。

○（7 番委員）おはようございます。議第 58 号、農地法第 5 条の許可申請に対する 1 番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外、面積は 1 筆で 0.24 ㎡です。権利種別は所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は道路の設計変更です。農地の区分は第 3 種農地で都市計画、用途指定区域内です。着工と完了は記載のとおりでございます。転用場所は別紙位置図のとおりでございます。この申請地は長い間市民農園として利用されていましたが、令和 6 年 5 月の定例会で宅地分譲地として許可済です。この土地に入る道路も令和 6 年 4 月に転用許可が下りましたが、道路の設計変更が必要となり、追加で 0.24 ㎡の転用申請があったものです。実質審査表をご覧ください。農地の区分と転用目的、第 3 種農地の転用は、許可することができるとなっております。一般基準といたしまして 1 番、3 番、6 番、8 番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により許可相当と判断をいたしましたので、ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。1 番の報告について質疑はありませんか。

○（6 番委員）備考の着工の日付についてですが、令和 6 年 1 月 6 日になっておりますが、これはどういうことでしょうか。

○（事務局 瀧田主任）ご指摘ありがとうございます。令和 7 年 1 月 6 日に修正をお願いいたします。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって 1 番は原案可決いたしました。
日程第 2・議第 59 号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第２・議第５９号 朗読

○（議長）それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和６年１２月１６日付で人吉市長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。まず、１ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が１４,２５８㎡、「畑」が７,３０５㎡、合計の２１,５６３㎡になっております。一番下の所有権移転は「田」が１,３０２㎡、「畑」が０㎡、合計の１,３０２㎡でした。次に右側の本年累計は記載のとおりでございます。

次に２ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表（所有権移転関係）になります。今回、公社買い入れが１件、公社売り渡しが０件、合計の１件でございます。

次に３ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が２件、再設定が２件、合計の４件でございます。いずれの案件もそれぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をしていただいております。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありますか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を５分間ほどとります。９時４０分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありますか。

○（８番委員）最後の４番についてお尋ねします。４,３８６㎡の面積を無償で借りられるということですが、４,３８６㎡もあるのに何故無償で貸し借りをされるのかを聞きたいと思います。

○（１８番委員）ここは貸人がご高齢で耕作が難しくなった田になりますが、水田として維持したいという希望で無償での貸し借りになったということです。貸人にも確認し

ましたが、借賃は取らないと言われました。

○（８番委員）本人さんたちが納得されているのであれば、問題はありませんが、あまりにも面積が大きかったものですから質問いたしました。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第３・議第６０号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第３・議第６０号 朗読

○（議長）それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）それでは、お手元の資料をご覧ください。令和６年１２月１６日付で人吉市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についての意見決定を求められております。表紙をめくっていただきますと農地中間管理機構分の利用権設定等状況一覧表になります。今回が４件ございまして１件の分だけが更新になります。全体で５件になりました。転貸の面積の「田」が５，３９５㎡、「畑」が０㎡、合計の５，３９５㎡でございました。以上です。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を５分間ほどとります。９時４７分まで各自で審査をお願いします。

(各自審査)

- (議長) 時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第4・議第61号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- (事務局係長) 日程第4・議第61号 朗読

- (議長) 1番について5番委員の調査報告をお願いします。

- (5番委員) おはようございます。それでは、議第61号、非農地証明願の1番の調査報告をいたします。総会議案書の4ページをご覧ください。この案件につきましては、令和6年12月11日に私と13番委員、事務局と現地調査を行いました。まず、(1)ですが、非農地証明の願出人、土地の所在、地目、所有者は記載のとおりで面積は320㎡です。申請地は中神町字段山の集落を通る市道中神鹿目線から北側に50mほど入ったところにある農地です。申請人の宅地に隣接しておりまして草が茂っていましたが、現時点では農地への復元は可能と判断をしましたので、非農地証明の交付については不適當と判断をいたしました。

次に(2)ですが、非農地証明の願出人、土地の所在、地目、所有者は記載のとおりで面積は3,311㎡です。(1)の農地の道向かいにありまして、申請地内には栗が栽培されているのを確認しております。枯れている部分も一部ありましたが、申請地内の半分以上は下払い等も行われておりまして、協議の結果、現時点では農地への復元は可能と判断をいたしましたので、非農地証明の交付については不適當と判断をいたしました。以上、報告を終わります。

- (議長) ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）よって原案可決いたしました。

日程第５・議第６２号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第５・議第６２号 朗読

○（議長）それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）本日お配りしております議第６２号と書いてある資料をお開きください。これは皆様方に行っていただきました農地パトロール、それから利用状況調査を基に作成した表になります。その利用状況調査の中でＢ判定とされた農地について人吉地区が２６筆、大畑地区が２９筆、中原地区４２筆、藍田地区が１１９筆、西瀬地区が１７８筆、合計の３９４筆ございました。全ての農地について農業振興課、税務課、農林整備課のほうにこの農地を非農地として判断してもよろしいかを照会しております。中には農地として残して欲しいという農地もございましたので、それを引いた残りが今回、農地として該当するか否かの判断に該当する農地でございます。ページをめくっていただきますと２９５という番号がございますが、ここまでが非農地として農業委員会が判断する分でございます。次のページから非農地から除外した農地になります。これは資料として付けております。農業振興課と農林整備課からこの農地は農地として残して欲しいと要望があった農地については、この２９５筆に含めないということになります。今年の非農地判断については、２９５筆について非農地判断をさせていただきたいと思います。以上、説明を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります資料に目を通す時間を５分間ほどとります。１０時００分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

- （議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。
- （８番委員）今、農用地内の農地で非農地に出来ないと話がありましたが、地域計画の話し合いでどこまでを農用地内にするのか話をしました。今後は農用地内が絞られてくると思います。農用地内の農地で外されない農地も今後は農用地から外れてくる農地もあると思いますが、いかがでしょうか。現状は網掛けをして農振が掛かっているわけですが、今後は地域計画で話を聞いたときにこの枠だけをするという話し合いを今後していかなければならないという話だったと思います。それから外れてくる農振、網掛けから山付きでも出来る農地はだんだんと外れていくようになるかと思いますが、いかがでしょうか。
- （事務局長）今回、地域計画の地図の作成については、最初に取り掛かりとして、まず、区域を指定しなさいということがあったものですから、現在の農振農用地を最初の設定にしようという状況です。来年度以降改めて更新をしながらところで、今回、確かに言われるように基盤整備もされていないもので山付きで実際に荒れているところについては随時除外という形になっていくと思います。これの見直しが来年度から３か年かけて見直しになっていきますので、その度に、地域計画の目標地図の変化も出てきます。それに合わせるような形で農振農用地区域の農用地区域内も変更していくとだんだんと減っていくと思います。ある程度一団となった農地、基本的には極端に分けてしまうと基盤整備がされた所とされていない所についてされていない所がだんだんと減っていくかと思います。随時このような農地パトロールをしていただいて、それを基にして区域をしっかりと見ていくことになると思います。ただし、その区域から外れた場合には、何らかの国の事業をしようとしても事業に取り掛かれないことも出てきますので、そここのところは事業等がある場合には、考えたうえで外す所は外す、入れる所は入れるという形をとっていく必要があるという状況です。基本的には増えてくることは無いと思います。減っていく方だと考えております。以上です。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- （事務局 坂井）先ほど職務代理者からご質問がありましたが、２８７番と２９３番については農林整備課より令和２年の復旧工事対象農地なので非農地としての判断から外して欲しいとの要望がございました。以上です。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

- （２３番委員）大畑地区でＢ判定しているところは非農地判断から除外になっている農地もありますが、これはまた次に調査した時に同じような状況であった場合はどのように判断すればいいのでしょうか。
- （議長）この非農地の中に入っているのでしょうか。外す方に入っているのでしょうか。
- （２３番委員）非農地から除外した農地の４６番から４９番についてです。
- （事務局 坂井）お尋ねがあった分についてお答えいたします。この農地は農林整備課から除外の要望があった農地ですが、多面的機能対象農地となっているとのことでした。何らかの補助金が掛かっている農地については、農地として残して欲しいということになります。これは毎年見ていただくものになりますが、恐らく状況が改善していくことは無いと思われます。ご高齢になり何年も作っていない農地はそのままの状態ですが、毎年、農業委員会では農地の状況を確認していただくことになります。毎年、農地利用状況調査をしてＡ判定やＢ判定をします。その基準に合わせてＡ判定とＢ判定を下しているところがございます。そして、今、色々な理由で非農地から農地へ戻した分については各課へ照会をかけておりますが、これがいつ外れるかは各課でないと分からないことです。農業委員会で確認するわけにはいきませんので、農業委員会としては農地の状況でその農地の荒れ具合でＡ判定やＢ判定にしなければならないとなっておりますので、毎年、調査をしていただくことになります。以上です。
- （事務局長）補足いたします。先ほど言いましたように補助金や補助事業、多面的事業と中山間についてはその区域の中であれば保全ということもありますが、必ず耕地へ戻す、荒らさないということが条件になりますので、取り組まれているところは団体、地域で改善していただくような指導を今度はしていくような形になります。これは農林整備課、担当補助対象をしているところからの指導という形になります。補助金等の対象外ということでその区域から外すことは出来ませんので、そのところはきちんと管理をしていただくように指導に入ります。
- （３番委員）今の補助金についてですが、何年くらい期限があるのでしょうか。２３番委員からの質問でしたが、私も現地調査に立ち会いをしておりました。ここは大野地区になりますが、栗も枯れ木で農地に復元出来る状態ではありません。例えば４、５年に一回の農地の見直しの時に農業委員会だけではなく、振興組合の誰でもいいので立ち会って見てからＢ判定にして非農地にする方法があるのではないかと思います。

そのようなことは出来ないのでしょうか。

- （事務局長）事業の取り組みについては計画見直し年があります。その中でその区切りがきたときに見直すことになりますので、これについてはもう一度、現状ということで農林整備課のほうにしっかりとそういうところは検討するように伝えていきます。
- （議長）私から一つだけですが、20番委員にお伺いいたします。169番はどの辺りになりますか。実はこの所有者の大堀の農地は法人が借り入れをして耕作されていると思います。現在も麦が植えてあるはずです。
- （20番委員）現地を確認したところ、耕作されておりませんでした。
- （議長）大堀のどの辺りですか。家の横ですか。
- （20番委員）家の裏の竹の中と言いますか、真ん中のお墓に行くところの左側です。
- （6番委員）私も一緒に現地確認しましたが、藪になっていました。
- （議長）大堀というと上の方で平地だと思うのですが。
- （6番委員）これは農地なのかという状態で平地ではありません。迫のような状態です。上のほうの農地は耕作されていました。
- （議長）分かりました。ほかに質疑はありませんか。
何度も同じことを事務局にお聞きしますが、これは所有者に対して送る通知だと思いますが、前から言いますように利用権設定がしてあるところはどこに出すべきなの
でしょうか。
- （事務局 坂井）今回、上げました295筆については利用権設定されている農地はございません。
- （議長）もし、あった場合にはどうされるのでしょうか。
- （事務局 坂井）利用権設定をしている農地でB判定をした農地は一筆もないと思います。A判定になった農地はあります。

- （議長） A判定で利用権設定をされて例えば、法人が基本的に全部貸し借りをしていますが、その時に所有者に通知が行くわけです。ただ、所有者から何で通知が来たのか問い合わせがいつもあります。これはなぜ耕作者宛てで行かないのでしょうか。
- （事務局 坂井）以前から提案していただいておりますが、農業委員会の見解としては、局長いかがでしょうか。
- （議長）今からこういうことは多くなってくると思います。利用権設定をされていて高齢化になり自分が出来なくなる。例えば先ほどの利用権設定で4反ばかりの農地を無償で貸し借りの契約をされましたが、そういうものも耕作者に本来は農地が荒れたのであれば通知が行くべきであると思います。皆さんはどう思われますか。所有者に通知が行っても所有者はどうにも出来ません。
- （職務代理者）うちの組合もそういった農地があります。
- （議長）所有者のほうからなぜですかと尋ねられます。
- （事務局係長）事務局からですが、A判定の利用意向調査については所有者に出すというのが決まっております。所有者にしか出せません。所有権がある方にしか出せません。そういった貸し借りが入っていて利用権設定が農業委員会で分かる分に関しては、農業公社だったら公社のほうに一回話をして、農業公社から所有者に話をさせていただいて通知を出すとか中には利用権設定が出来ないような貸し借りの部分もありますが、そちらに関してはどうしても農業委員会では中身を確認出来ないのです、やはり先ほども言いましたが所有者にしか出せませんので、所有者に出しております。中にはこの委員会でも何回も出てきましたが、たくさん借りという耕作されずに放置されている農地が多いという方も何人かいらっしゃるのです、そういう所は所有者もご存じですし、あえて所有者に貸している農地がこれだけ荒れていますというのを分かっていたくためにも所有者に出しています。どうしても耕作者には出せないのです、耕作者に出すということは今まで一回もしたことはありませんが、貸し借りが入っている分は農業公社や駐在員などに相談をしてから出すという方法も取っております。以上です。
- （議長）それは出せないという規約があるのでしょうか。
- （事務局係長）あくまでも利用意向調査なので所有権が無い人には出すことは出来ません。

- （議長）絶対に集落内は荒れていきます。それで公社を通して耕作者に利用権設定をしてあるにも関わらず所有者にしか出せないという理由で通知が行くものですから、所有者からすれば、私は出来ないからあの方に貸しているという回答しかきません。それを耕作者に繋ぐ手立てが無いので、私はずっと気になっています。通知が所有者に行っても所有者は何も出来ず荒廃農地になっていきます。これがうちの集落でも非常に目立ってきております。これをずっと耕作者の方に通知を出すように私はお願いをしております。
- （事務局係長）耕作者のほうにも話をしますし、利用権設定であれば農業委員会も動いて借りている方に話もします。今回も中間管理機構担当の山本さんを通じて借りている方のほうにも話をしに行っております。通知は出せませんが、そういった貸し借りがある方のお宅を訪問したりして指導等は農業委員会、農業振興課と連携をして取り組んでおります。
- （議長）皆さんはそういった心配はありませんか。私は非常にこれが今から先は特に問題になってくるのではないかと考えております。結果的に再基盤整備に関わってきます。田代地区や大畑麓地区で進めておりますが、この基盤整備をされましたら広い農地の中に何筆かに分かれた所有者が出てきます。そういうところで預かった法人なり組織が荒廃農地等を出したときに所有者に通知が行くのが現状になっていますが、その対応は耕作者がするべきであると思っています。
- （事務局係長）実際に貸し借りが入っているところに出すというのは、全体で何百件と出しておりますが、数件です。ほとんど借りていらっしゃる方は耕作を目的で借りておられるので、なかなかそういうケースも多くはないです。
- （議長）多くはないですが、実際にあることなのでそこに出していただかない限りは現実的には何もされません。非常に気がかりです。
- （15番委員）私が思うに利用権設定やいろいろされていたら、結局利用権設定は法人でされていると思います。法人から組織的にきちんと耕作するように指導していかなければならないと思います。これを出してくださいではなく、あくまでも法人の中で私たちの場合は、改善組合ですが組織が動くべきではないでしょうか。市役所が通知を出すのではなく自分たちの中ではどこが荒れているのかを分かっていると思いますので、そこで解決しなければなりません。所有者は預けていて困るので管理をしてくださいということは、私は当たり前だと思います。そこは借りているところが責任を

もってしなければなりません。法人だったら法人で責任をもって指導をしながら耕作者に耕作するために借りているはずだから作らないのであれば、他の人に貸すからということ指導していき、口頭契約については市としても把握できないので、それこそ指導することは難しいと思います。私は市が通知するのではなく、組織が指導すべきだと思います。

- （議長） 15番委員がおっしゃられたことはよく分かります。実際にはそういう意味で組織がしなければなりません。ですが組織に誰が連絡をするのでしょうか。
- （15番委員） 組織に連絡しなくても事前に耕作されず荒れている農地は分かっていると思います。
- （議長） 分かっていると思いますが、通知が全然来ないものですから改善されません。
- （15番委員） 通知は所有者にしか行かないことは法的に決められているとのことなので、所有権がある人にしか行きません。私の地区でも山や農地の所有者と連絡が取れないことや不在地主のところもあります。毎年きちんと調査をしてA判定としてあげています。中には全く手が付けられないところもあります。私たちとしてはしょうがないから毎年A判定としてあげて、皆で判断をしています。組織として法人として内部で指導をする必要があると考えます。
- （議長） 15番委員は内部に入っておられるので話が分かっておられますが、私たちは会員なので、法人の会議にも入っていかれない状態なので、誰が法人に連絡をするのかと思ってしまいます。口頭では理事たちに伝えてはいます。
- （15番委員） 会員さんから法人に通知が来たということを知らせてもらえたら法人の役員さんたちがそれを指導していくべきだと思います。
- （議長） そうなれば一番良い方法だと思います。
- （15番委員） 私はそういったことも踏まえて耕作者に市役所から通知は出せないと思います。
- （議長） そうでしょうか。私は一度でも通知を出してもらえれば改善されると非常に思います。

○（１５番委員）内部の問題だと私は思います。

○（議長）皆さんはどう思われますか。

○（１５番委員）私は内部で取り上げてやっていっております。

○（議長）１５番委員のような組織であればいいのですが、私たちの法人は分かっているはずなのに通知が来ていないからという理由で見えてはいるのですが、動きがありません。私たちの集落だけかもしれませんが、実際にはそういった法人もあります。これをどうにか改善するためには、耕作者の方に通知を出していただかなければ現状を分かっているのではないかと思います。こういう通知が来たからどうにか改善しなければならぬと思っていたいただかないと私は非常にそれが悩みの種になっています。私の集落に来ていただければ一目で現状を分かっていたいただけると思います。

私だけで時間を取るわけにもいきませんので、ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

これで本日の議事は全部終了いたしました。

これにて令和６年第１２回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（ １０時２０分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第１６条第２項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員